

## 第 81 回長崎県個人情報保護審査会会議録

### 1. 会議の日時及び場所

- (1) 日時 平成 30 年 1 月 17 日(水) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 50 分まで
- (2) 場所 長崎市尾上町 3-1 長崎県庁 3 階 311 会議室

### 2. 出席した委員の氏名

池内愛委員、小松文子委員、清水千恵子委員、武藤智浩委員

### 3. 出席した事務局職員

県民センター 田中センター長、荒川補佐、荒木係長、中西主任主事

### 4. 会議に付した案件の名称

- (1) 会長互選
- (2) 会長職務代理者及び議事録署名委員の指名
- (3) 個人情報保護法等の改正に係る長崎県個人情報保護条例の改正について  
(要配慮個人情報の取扱いについて)

### 5. 会議結果

- (1) 個人情報保護法等の改正に係る長崎県個人情報保護条例の改正について  
(要配慮個人情報の取扱いについて)

本検討事項について、適当であるとの意見が出された。本日の審議内容を踏まえ、事務局で意見書案を作成し、会長一任で決定することになった。

### 6. 議事内容

- (1) 審査会会長には、委員の互選により池内委員が選出された。
- (2) 会長は、武藤委員を会長職務代理者に、小林委員を議事録署名委員にそれぞれ指名した。本日の審査会の議事録署名委員については、小林委員が欠席のため、小松委員を指名した。
- (3) 個人情報保護法等の改正に係る長崎県個人情報保護条例の改正についての審議  
(要配慮個人情報の取扱いについて)

#### ア 内容説明

事務局から検討事項の説明を行った。

#### イ 質疑応答

(池内会長)

ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に関しまして、まず質疑応答からいきましようか。ご質問などられる委員の方いらっしゃいませんか。

(小松委員)

確認も含めて、ご説明の中で、3～4頁、取扱方針(3) 要配慮個人情報というものを新しく定義するけれども、これまで本県が定義していたセンシティブ情報、定義はないようですが、センシティブ情報については、そのまま収集制限を設けておくということですね。

(事務局)

はい。

(小松委員)

という確認と、理由の(3)の国の技術的助言において、収集制限については、「個人情報の保護の範囲を超えるものであり」というふうについて、「適切に判断すべき」というようなことがありまして、ここで「地域の特性」というのが、この根拠として理由にきちんと書けているのかちょっとわかりませんでした。「これまで既に定着している」とお書きになっていて、その辺が、例えば事例があって、こういう事例で非常に良かったというようなものがあれば、すぐにいただけないと思いますが、理解はしやすいというか、納得しやすいのではないかなということを考えました。

もう一つ、条例を変えるということで、条例改正案をお示しいただいたんですけれども、センシティブ情報の第7条の方は、特段変更する必要はないというふうにご理解されたんだと思うんですけれども、それはそれでいいのかと思っています。

以上、3点です。

確認はしましたので、センシティブ情報の収集制限をすすめるというか、本県は、他の県と比べて、他の県はほとんどないというふうに理解したんですけれども、本県が引き続き実施することについての地域的特性というものがもう少し言えるといいかなと思います。

あとは、7条の変更は必要ないのかと。

(池内会長)

今の質問というところでいくと、どのようになりますかね。一部議論の方に入っている気もしなくもないですが。

(小松委員)

そうですね。質問という点でいうと、7条を変えなくてもいいのかというのが質問ですね。

(池内会長)

そうですね。今の点は後ほどいっしょに議論しましょうか。他に質問のあられる委員は、いらっしゃいませんか。なければ、私からなんですけれども、今、出していただいた議論とも少し重なりますけれども、こういう理解で正しいかどうかの確認だけしたいんですけれども、国が定めている法でいくと、要配慮個人情報については、取得するときには本人の同意があると、そうでない情報については、特に何も規制はかかっていない、その2段階ということになりますかね。一方、本県の、今回、仮にこの案のとおり改正したとすると、本県は、センシティブ情報、従来から保護していた方のセンシティブ情報については、基本的に取得ができない、本人の同意があっても取得ができない。それ以外の情報については、本人の同意を取って取得すると、その2段階ですよ。なので、法でいっている方の段階は、同意を取るか取らないかという、この2段階。しかし、本県の条例の方は、取得できないというレベルと、同意を取って取得するというこの2段階。まずそうになっているという理解でいいんですかね。

それと、もう一つは、段差もそうなんだけれども、その段差をかける範囲の問題として、法の方は、今回の6頁の右側のBという広い範囲ですよ、要配慮個人情報という少し広い範囲のところにかけているのに対して、本県条例は、従来どおりのセンシティブ情報のところにだけスポットを当てている、こういう理解であっていますかね。

(事務局)

はい。

(池内会長)

ありがとうございます。すみません。その確認でした。ありがとうございます。  
他にご質問はあられないでしょうか。よろしいですかね。

(清水委員)

本県の場合は、要配慮の言葉としての定義を付け加えるという形だけです。他は、要配慮という言葉自体は、条文に出てくるのでしょうか。

(事務局)

本県の条例上は、定義の部分だけに追加をすることとなります。

(清水委員)

そこら辺が、言葉の定義だけで終わって、条文の中に出てこないというのが、どうなのかなという気がしました。

(池内会長)

私もちょっとそう思いました。

(清水委員)

また別物みたいな感じがしないかなという気がしているんですけども。

(池内会長)

そのほか、武藤委員、他に質疑応答はございませんでしょうか。

(武藤委員)

ないです。

#### ウ 検討事項の審議

(池内会長)

では、一応、質問は以上のようなので、審議に入ります。

今、挙げていただいています、今回の長崎県における要配慮個人情報の取扱いについての案というところですね、こちらについての意見、一部、今、もう出てきておりますけれども、これはまた順番に、小松委員、いかがでしょうか。

(小松委員)

はい。先ほど、挙げましたように、国の技術的助言に対して、この地域の特性というのをもう少し明確にした方がいいのではないかというのが一つの意見です。

もう一つは、条文の中に、先ほど、定義だけでいいのかというお話もありましたけれども、センシティブ情報が記載されている7条の方に何らかの記載は不要でしょうかということです。

(池内会長)

まず一つ目から議論していきましょうか。全部先に出してみますか、ポイントを。そうしましょうか。では、すみません、清水委員、今回の案について、ご意見をいただければと思います。

(清水委員)

先ほど言いました件です。

(池内会長)

先ほどと同じであれば、同じでも結構ですけど。

(清水委員)

7条の中に、要配慮個人情報という名称を一言加えた方がいいかなと思っているんですけども。例えば、7条の「人種、民族、犯罪歴、その他」としてありますので、「その他社会的差別の原因となるおそれのある要配慮個人情報は」とかそういうふうに、「要配慮」という言葉が入れば、わかりやすいかなと。

(事務局)

7条の規定が、収集制限をかけるものの規定になりまして、今の事務局の案ですと、今回、要配慮個人情報の定義の新設に伴って追加される情報については、収集制限をかける方針でしているものですから、それとの関係で、7条に加えることは。

(清水委員)

都合が悪いですね。収集制限をかけるものだけですね。

(小松委員)

「要配慮個人情報のうち」と頭につけるのは、要配慮個人情報のうち、これこれこれは収集制限を設けるというふうにすると、なんとなく全体のうちのここと。

(事務局)

そうすると、「その他社会的差別の原因となるおそれのある情報」というものも削るような形で、要配慮個人情報が政令も含めたところで、限定情報になっておりますので、2段階にすることで、この部分が、若干、不明確になりがちなものですから、今、変えないままで挙げさせてはいただいていたのですが、その辺の要配慮のうち限定的にするのかというところも、ご意見があれば伺えればというふうに思います。

(池内会長)

武藤委員の意見を聞く前に、今のところを少し議論してみまじょうか。確かにそうですね、資料1の7ページの長崎県個人情報保護条例の7条3項というのがありますよね、これをみると確かに、思想、信条、人種、民族とか列挙した後に、その他と包括規定がここにありますが、ここは、今回の改正案ではいじらないという前提なのですね。そうだとすると、「その他社会的差別の原因となるおそれのある情報」の中に、今話のあがった「要配慮個人情報」が入ってこないのかどうかというところが、例えば、病歴であったり、犯罪被害者である事実とかが入ってくる可能性が、文言上、そう読めなくもないかなという気もちょっとしますよね。

条例改正案の2条、私は資料2の方を見てますけれども、2条3号の「要配慮個人情報」、ここの定義にはいろいろ書くわけですよ。ただ、7条の方には、そのいろいろが直接反映されずに、その他と書いてあったときに、2条で列挙したものが、どこまでここに入るのか、入らないのかというのは、どんなふうに読めてくるかなという気がしますね。そのあたりのご意見はいかがでしょうか。

先ほど7条のところ、要配慮個人情報のうち、これこれこれというふうに入れたらどうかというお話もありましたけれども。

(清水委員)

先ほど事務局がおっしゃったように、収集に関する部分がございますので、ストレートには入らない形になるかと思えます。

(池内会長)

そもそも論に戻るようで恐縮ですが、個人情報保護法でいっている要配慮個人情報というのがあって、要は6頁でいうところのBという黒い太枠で囲んであるところがあって、その中にさらに点線で囲んであるところがあるわけですけども、この点線の内側に入っているものと、外側に出ているものを区別する理由って何かあるのかなという、従前、今までの条例の制定過程とかからいくと、従前は点線の外のところしか規定がなかったので、そこについて条例は原則取得してはならないということで規定をしていて、後からこの点線の中が増えたので、そこについては従来どおりにしますという案なんですけれども。その制定過程をみると、確かにそうですよねということにはなるんですが、中身で見たときに、この から というのと、 以下を分けざるを得ない、先ほどの調査していただいた、5頁の 、本県における要配慮個人情報の取扱状況のところ、かなり今までの事務としては扱っていて、今後、仮に収集制限を設けた場合に、新たに審査会で意見を聞く必要が出てくるのが53件ありますという話なので、その から と、 から までを同じように扱うことによって、かなり事務的な負担が増えるということはこれは確かだと思うんですよ。それはそうだけれども、中身として、 から と、 から を区別することが合理的かどうかというのは、一つ考える必要があるかなという気もちょっとしていますけれども。その点については、いかがでしょうか。

でも、 とか とかっていうのも、確かにこの の人種とかというのと、 を比べると、だいぶ色合いは違うのかなという気もしますし、この辺りどうですかね。スパッと線引きをするのが、難しいですよ。

(小松委員)

難しいですね。

(池内会長)

大変難しいですね。

色合いが違いますよね。主に、健康関係や障害だったりという話と、前科前歴に関わるような話と2種類あっています。また、犯罪被害者であるというところとかですね。あるいは、別の視点で考えますと、ここの要配慮個人情報となっているこの点線で囲まれているところは、国の個人情報保護法の方でも、同意を取って収集しなさいとなっているし、このまま県のこの条例案でいくと、県の方でも、同意を取って取得しなさいとなっていて、ここは要は、法と条例は変わらない規制になるということなんですよ。それはそれでいいのかなという気もするんですよ。結論としては、それでいいような気もするんですよ。そうだとすると、従来、法よりも重く規制しているこの から というのは、このまま重くていいのかということにもなってくるのかなと、逆の言い方をするとですね。

(事務局)

これまでどちらかという、保護に重きをおいた個人情報保護制度でしたので、やはり今、センシティブに挙げているような情報というのは、容易に他人に知られてはいけないという意味合いが非常に強いということで、センシティブという規定を設けて条例制定当時からやってきたという経緯がございます。ところが、先ほど、説明の中にありましたとおり、データの活用という部分が出てきた中で、ここにありますような、障害の情報であったり、健康診断の情報であったりというのもやりとりをするような時代になってきて、そうした中で、どの部分がより保護すべきかというのを国の方でも議論されまして、こういったものを要配慮というになされた経緯があるということです。時代背景というのもございます。新たに出てきたこの情報というのは、国が明示を出している以上は、より保護すべきだろうということで、県としても、同じように保護すべき情報をもう少し明確にした方がいいのではないかとということで、条例を改正する必要があるんじゃないかという視点が一点。それと従来から、より保護を重くしていた部分、これを国に合わせて保護を解いてしまうというと、せっかく本県が築いてきた個人情報を大事にしましょうというふうなものが、いわば緩和してしまうような形になって、それは県民に対して安心を与えられるのかという部分もございますので、そういった線引きで、今の条例の改正案というのは上げさせていただいております。

(池内会長)

ありがとうございます。そうすると、先ほどの小松委員の話で、最初にあった地域の特性というところにも関わってくるかと思われませんか。当県では今までこういうことでやってきましたと、より手厚い個人情報保護という形でやってきましたという、そのところですよ。これは条例の文言にそこを書くというのはまた難しいのかもしれないですけども。

(小松委員)

保護はいらないと思いますけれど、なぜって色々なところから質問があったときに、それは今までやってきたからというよりも、もうちょっと具体的な説明ができるといいんじゃないかなと思います。

このセンシティブ情報の定義って実は何でもあり、 が気になる場所ですね。

(池内会長)

そうですね、 が気になりますね。

(事務局)

今まで を適用したケースはほとんどない状態で、上の3つを中心に、例外答申もそれを中心にやっていただいております。ただ、他に同様の保護が必要なものが出てきた場合の対応策として がございます。

(事務局)

今までの取扱いの中では、国の方に新しく要配慮個人情報として追加されたCの部分についての情報は、収集制限をかけていない取扱いをしてきておりますので、「その他」の条文の中には含まれてはおりませんでした。

(池内会長)

そうすると、今のお話ですと、7条3項のこの書きぶりは特にいじらずにこのままでいく形になりますかね。これについてはいかがでしょうかね。よろしいですかね、皆さん。その他という包括規定みたいなものはあるにはあるけれども、そこは運用でということになりますよね。規定はこのままにしておいて、運用のところで調整していくということになるのでしょうかね。

また、質問に戻るようで恐縮なのですが、先ほどの2条の定義で要配慮個人情報の定義をしますけれども、ここで定義した要配慮個人情報という文言は、この条例の中で他にどこに登場してくるのでしょうか。

(事務局)

今の案では、条例上は出てこないのですが、定義をしたうえで、要配慮個人情報をどう取り扱うかということになると、先ほどの説明の中にありましたように、個人情報取扱事務登録簿の中にそれが掲載されるということになるんですけども、今の案では、規則の中に登録簿の様式が定められておりますので、規則の方で対応しようとしているのですが、その規定につきましては、本県条例の第6条に登録簿の規定があるんですけども、資料



9 頁に、条例第 6 条を抜粋して掲載しておりますが、ここに 1 項目掲げるといった方法もあるかなとは思いますが。

(池内会長)

そうですね。定義したからには、どこかで登場してくれないと気持ち悪いかないという気はなんとなくします。

(事務局)

第 6 条(5)に「記録されている個人情報の項目」というものがございますので、ここの中でセンシティブに関してはチェックを入れてもらうような様式にはなっておりますけれども、そこに、要配慮個人情報という名前を、この条例上の中に入れるということが、一つ考えられると思います。

(小松委員)

ちょっと質問ですが、個人情報保護法の中には、要配慮個人情報ってどんな参照がされてますか。

(事務局)

個人情報保護法では 2 条で定義されていて、第 17 条に適正な取得という規定があるんですけども、ここにあります。「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。」という規定がございます。

(小松委員)

条例における同等の箇所というのは、どこですか。

(事務局)

要配慮個人情報に限らず個人情報については、本人からの収集が原則になっております。

(小松委員)

そうなんですよ。じゃ、なぜ定義しないといけないのかという気もしなくはないですが。

(事務局)

特に配慮を要する個人情報ということでの定義にはなるんですけども、それについて県民の皆さんにお知らせするために登録簿に掲載する。こちらは、国の行政機関個人情報

法に合わせた取扱いになります。

(池内会長)

個人情報取扱事務登録簿といいましたかね、そちらの方では意味が出てくる話ですよ。

(事務局)

掲載して公表するということですね。

(池内会長)

先に議論で盛り上がってしまいましたが、武藤委員の方からは、特にございませんか。

(武藤委員)

特にはございません。

(池内会長)

いかがいたしましょうか。今、話にも出ましたが、6条のところにも書き込んでいただいた方がいいのかどうかということですかね。そのほか、7条3項のところ、それから定義の2条のところ、大体この3つの条文が問題になっているのかと思いますけれども。

今のところお出しいただいている案では、2条が変わる、7条は特に変更しなくて、6条の議論で何かあったんですかね。そこは特には、要配慮個人情報という文言を6条に入れるのかどうか、そこは議論はされてはいなかったということですか。

(事務局)

国の行政機関個人情報保護法の方でいいますと、資料8頁のほうに、第10条を掲載しておりますけれども、その5の2の下線のような書き方で国の方は入っております。

(池内会長)

これに対応して、条例の方では9頁の6条の中に、要配慮個人情報という言葉を入れるか入れないかですかね。入れなくてもいいのかな、どうなのでしょう。

(事務局)

「(5)記録されている個人情報の項目」の中で読めてしまうという議論があったんですね。以前、マイナンバーの関係で改正して、個人番号を収集する場合にはつけなさいというような規則改正をしたんですけれども、その際にも、条例をいじらなかつたことから、今回もそういう経緯で、要配慮個人情報だけ出すのか、個人番号のときは入れなかつたのに、要配慮は出すのかというところの議論はあったので、従前の取扱いと同様と考えるの

であれば、このまま読めてしまうのかなというところの議論はさせていただいているところでございます。

(池内会長)

わかりました。ありがとうございます。確かにそうですね、何か特別な取扱いをするものが出てくるごとに、いちいちここをいじるというよりはここで読めるものは読んでしまった方がいいのかもしれないね。

他に何かご意見のあられる委員の方、いらっしゃいませんか。

いかがでしょうか、今回、審査会としては、お出しいただいた案が適切か否かということで意見を出すということになるのですが、意見を出すところまで議論は熟しましたかね。大丈夫ですかね。皆さんに意見を聞いていってよろしいですか。

では、個別に意見をお伺いできればと思います。

今回の検討事項について、この当審査会として適切であるか、あるいは適切でないかということで、意見をまとめたものを出すということになります。

では、清水委員いかがでしょうか。今回の検討案は、適切か否かというところで。

(清水委員)

6条であったり、7条であったり、今までの見解を聞かしていただければ、全体的なバランスは取れているかなと思います。ただちょっとやっぱり、要配慮の言葉の定義づけで収めるというのが、ちょっと引っかけますけれども、お話を聞くとわかります。今までもそういう形でいかれているということであれば、お尋ねがあったときにも説明はつくのかなと思っております。

(池内会長)

方向性として総合的に見たときは適切であるという方向でお聞きしてよろしいですかね。

(清水委員)

はい。

(池内会長)

では、武藤委員、いかがでしょう。

(武藤委員)

私も適切と考えます。

(池内会長)

ありがとうございます。

では、小松委員、いかがでしょう。

(小松委員)

私も、総合的には適当であるというふうに理解しております。ただ、このセンシティブ情報の収集制限については、国の助言と方向性が違うので、これについてももう少し丁寧な説明があるかなと思います。

(池内会長)

センシティブ情報のところで、国の技術的助言と違うところについてのフォローというようなことでしょうか。

(小松委員)

はい。違うというか、各自治体で判断した内容がありますので、その内容について丁寧な説明が必要かと思います。

(池内会長)

当県としてどう考えたかというところの説明ですね。

以上、委員から意見をいただきました。今後、本審査会としてこの意見をまとめたものを出す必要がありますけれども、この文案の審議についてはいかがいたしましょうか。事務局からは何かございますでしょうか。

(事務局)

参考として他県意見書をお付けしております。イメージとしましてはこのようなものになると思いますが、今回、ご審議いただきました検討事項に対する審査会の意見として、内容が適当であるということに加えて、今のご審議の中でご意見いただいたものを付言したことになるかと思われまますので、事務局で案を作成しまして、会長に判断を仰ぎたいと考えております。

(池内会長)

かなり活発な議論ができましたので。今、事務局からご説明いただきました方向で、審査会の意見書というものを作成するというににして、意見書の内容確認は私の方に一任いただくということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(池内会長)

では、そのようにいたします。事務局においては、意見書の文案の作成をお願いします。  
以上で議事(3)の審議を終了します。

## 7. その他

### (1) 次回以降の開催予定

新たな諮問案件は出されていないため、次回以降の開催は未定。